

シティ後見制度支援預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・普通預金「後見制度支援預金」	
2. 販売対象	・個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。	
3. 取扱期間	・期間の定めはありません。	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位 	
5. 払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 出 金...入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 定期送金...自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。 	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利です。（毎日の定期預金の店頭表示利率を適用いたします。） ・毎年3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。 ・毎日の最終残高1000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算を行います。 	
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優の利用はできません） 令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 	
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・管理手数料はかかりません。 ・為替手数料について定期送金は無料、一時交付金および解約時において当庫内は無料、他行庫宛は通常の手数料をいただきます。 	
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。 	
10. 中途解約の 取扱い	—	
11. 金利情報の 入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部（9～17時、電話:03-3279-4480）にお申出ください。
	紛争解決措置	東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。 	

14. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、I B契約はできません。・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。・「総合口座」の取扱いはできません。・キャッシュカードは発行しません。・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。
--------------------	--

(*) 普通預金の利息決算日は毎年「3月、9月の第3土曜日」です。